## 令和元年度 協会けんぽ北海道支部の収支(暫定版)について

■収入 (百万円)

	保険料	料収入	その他収入	計		
		一般分		債権回収以外	債権回収	āl
北海道	417,564	417,491	2,195	1,742	454	419,759
全国計	9,593,872	9,592,138	53,704	41,269	12,435	9,647,576

■支出(百万円)

	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)														
		医療給付費(国庫補助を除く)						現金給付費等	前期高齢者	業務経費	一般管理費		五十00左车の		
		(A) - (B)	医療給付費(A)	災害特	例分(B)	年齢調整額	所得調整額	激変緩和	(国庫補助等 を除く)	納付金等 (国庫補助 を除く)	(国庫補助 を除く)	(国庫負担を除く)	その他支出	平成29年度の 収支差の精算	計
				平成29年度の協 会手当分 (B1)	波及增分 (B2)					を除く)					
北海道	226,867	253,840	253,840			▲ 11,837	▲ 12,785	▲ 2,351	18,589	144,322	5,747	1,833	1,469	▲ 988	397,840
全国計	5,033,228	5,033,228	5,037,816	2,270	2,318	-	-	-	440,451	3,419,592	136,178	43,441	34,806	-	9,107,696

## ■収支差

(百万円)

	全国平均分	地域差分
北海道	22,785	▲866
全国計	539,880	-



【令和元年度の支部別収支差(地域差分)と、その保険料率換算(試算)について】

- 支部別収支差(地域差分)▲866百万円→**保険料率換算0.02%(令和元年度総報酬の実績に基づ<参考値)**
- ※支部別収支差(地域差分)は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- ※令和3年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和元年度の支部の収支差(地域差分)を令和3年度の総報酬額の見込みで除したものになるため、上記の保険料率換算0.02%(令和元年度総報酬の実績に基づく)とは異なる。
- (注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
  - 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
  - 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和元年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
  - 4. (B1) は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成29年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2) は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
  - 5. 「平成29年度の収支差の精算」は、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
  - 6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。